



2024年11月14日

ボール製造業者宛

ゴルフボールの提出－2025年

1. はじめに

製造業者は2025年を通じて適合球リストに掲載するためのテストにゴルフボールを提出することが勧められます。申請は引き続き月ごとに受け付けられ（個別の掲載日と締切日は4項を参照）、更新されたリストはR&Aウェブサイト（www.randa.org）に掲載されます。

下記の情報のほとんどは昨年と同様であり、その詳細を確認してもらうためだけに再度提示しています。しかしながら、詳細の一部は新規の情報となるので、この文書全体に目を通していただくことを奨励します。

R&AとUSGAは適合性テストのための何千ものゴルフボールを毎年受け取ります。適合となったサンプルは3年間保管するというのが私たちの方針であり、その後は様々な非営利ゴルフ関連推進機構、例えばジュニアゴルファーや障がい者ゴルファーを対象とした団体にそのボールを寄付します。特定のゴルフボールについて、3年間の保管期間の後にそうした団体に寄付されることを望まない場合には申請時にその旨を告知してください。また、不適合となったサンプルも3年間保管しますが、その後は廃棄されます。

2. 適合球の電子リスト

適合球の電子リストに掲載するためには、製造業者は下記の2つのカテゴリーに該当する場合にだけそうしたモデルのサンプルを提出することができます：

- (a) 現在市場で販売されている、あるいは今後2ヶ月以内に市場で販売される予定のモデル。
そして、
- (b) 現在ツアーで使用されている、あるいは今後2ヶ月以内にツアーで使用される予定のモデル

この条件が徹底されるように、抜き取り検査が行われることがあり、状況によって製造業者は特定のモデル（あるいは複数のモデル）が上記2つの条件のどちらかを満たしているという証拠を提出するように求められることがあります。

3. 非公式リスト

「電子リスト」への掲載に申請するための提出条件を満たしていないモデルは「予備リスト」に掲載するためのテストに提出することができます。このリストは、現時点では市場で販売したり、ツアーで使用される予定はないものの、開発は終わっており、より後になって発表される可能性のあるボールに便宜を図ることを意図しています。このリストは、主要な「電子リスト」に将来的に掲載する可能性に備えて、製造業者がボールをテストに提出することを可能とします。このリストは「電子リスト」の一部ということにはなりませんので、「予備リスト」に掲載されているボールはローカルルールひな型 **G-3** に基づく「適合球」とはなりません。この「予備リスト」に掲載されている内容の大部分は未発表のままとなります。

「予備リスト」に掲載されているボールのモデルは、製造業者が市場で販売する、および/またはツアーで使用されると決定したボールとなったときに「電子リスト」の次の版に移行することができます。「電子リスト」に移行する場合には、デザイン、構造、そして外観がそれまでの間に変更されていないことが条件となります。「予備リスト」から主要な「電子リスト」移行したいと願う製造業者は次の版の「電子リスト」の発行日の少なくとも 7 日前にその旨を告知しなければなりません。

「予備リスト」に掲載するためのボールのモデルの提出手続きは、主要な「電子リスト」に掲載するために提出されるボールのモデルの提出手続きと全く同じです。同様の締切日とテスト費用が適用されます（4 項と 10 項をそれぞれ参照）。

4. 発行日と締切日

2025 年リストの提出期限は下記の通りです：

| 提出の締切日 | 次のリストの発行日 |
|-----------------|-----------------|
| 2024 年 11 月 6 日 | 2025 年 1 月 1 日 |
| 2024 年 12 月 4 日 | 2025 年 2 月 5 日 |
| 2025 年 1 月 8 日 | 2025 年 3 月 5 日 |
| 2025 年 2 月 5 日 | 2025 年 4 月 2 日 |
| 2025 年 3 月 5 日 | 2025 年 5 月 7 日 |
| 2025 年 4 月 2 日 | 2025 年 6 月 4 日 |
| 2025 年 5 月 7 日 | 2025 年 7 月 2 日 |
| 2025 年 6 月 4 日 | 2025 年 8 月 6 日 |
| 2025 年 7 月 2 日 | 2025 年 9 月 3 日 |
| 2025 年 8 月 6 日 | 2025 年 10 月 1 日 |
| 2025 年 9 月 3 日 | 2025 年 11 月 5 日 |
| 2025 年 10 月 1 日 | 2025 年 12 月 3 日 |
| 2025 年 11 月 5 日 | 2026 年 1 月 7 日 |
| 2025 年 12 月 3 日 | 2026 年 2 月 4 日 |

上記のスケジュールはリストが毎月第一水曜日に更新されるということに基づいて設定されていますので、その月によりますが、ボールは次回の発行日の 6 週間から 9 週間前に提出されなければなりません。

5. 必要なボール数

新規提出であるか、再提出であるか、また、主要な「電子リスト」のための提出であるか「予備リスト」（上記 3 章参照）のための提出であるかどうかにかかわらず、各モデルにつき 2 ダースのゴルフボールを提出しなければなりません。

提出されるボールは事前に選別されたものであってはならず、市場で販売される、あるいはトーナメントプレーで使用される予定のボールを代表するサンプルでなければなりません。特に「電子リスト」に掲載するためにボールを提出する場合、サンプルは最新の生産ロットからのものであるべきでしょう。利便性のため、製造業者がサンプルボールをスリーブなしでボール箱に入れて提出してくれると助かります。また、箱の外側にゴルフボールの名前の記述があると有り難いです。ゴルフボールをビニール袋に入れたり、標準的なボール箱（スリーブなし）以外の容器に入れて送ってこないでください。不適切な梱包は審査手続きの遅延をもたらすでしょう。

ボールの「モデル」とは、すべての個々のサンプルが、ボールの外部マーキング、色、外観を含み、同一となるようにデザインされ、可能な限り同一となるように製造されているものと定義されます。ボールの「モデル」のこの定義は、そのボールの存続期間はずっと続くということにご留意ください。同じボールの「モデル」の毎年の提出時において、構造、ディンプルパターン、あるいは材料組成のいかなる変更もそのデザインや製造過程の変更とみなされることとなります。そうした変更は既存のボールモデルには認められず、新規の提出とマーキングの変更が必要となります。

6. 提出手続き

テストに提出するすべてのボールについて、下記の手続きを順守しなければなりません：

- (a) 提出物は R&A に送付しなければなりません。

Submission Administrator, Equipment Standards
The R&A Store, Eden Valley Business Park, Cupar, Fife KY15 4RB, Scotland
Telephone: +44 (0) 1334 460248

- (b) 英国の関税当局を安全に、迅速に通過させるために、下記の情報を送り状に記載してください。

- (i) 原産国（Country of Origin）の明確な表示
(ii) ボールはテスト目的のみ（For Testing Purposes Only）であることの表示
(iii) ボールの「小売価格」ではなく、「製造原価（factory cost price）」の申告

上記**(b)**について指示通りに行わない場合、サンプルを受領するために R&A が被った過度の関税や通関手数料を申請者に請求することもありますのでご注意ください。

- (c) アメリカ合衆国とメキシコの製造業者は全米ゴルフ協会（USGA）からテストのためのボール提出手続きについて別途知らせがあるでしょう。しかしながら、アメリカ合衆国やメキシコで生産されたゴルフボールであっても、アメリカ合衆国やメキシコ以外の国でのみ販売されているボールはやはり R&A に提出されるべきです。

- (d) テストのためにボールを提出するとき、製造業者は提出される各モデルについて、別紙のゴルフボール仕様書（Golf Ball Specification Sheet）のすべての項目に記入する必要があります。

ゴルフボール仕様書（Golf Ball Specification Sheet）はウェブサイトから入手できますので、**2025**年の提出ではこの最新の仕様書を使用してください。この仕様書がさらに必要になった場合には用紙をコピー（複製）することができます。

構造とディンプルの情報を提供することは必須であることにご留意ください。要求されている詳細のすべての項目に記入しなかった場合には、該当するボールのモデルのテストが遅れることがあります。**電子メールアドレスを含み、最新の連絡先を R&A に提供してください。**

- (e) 提出物についてのすべてのやり取り、情報提供、質問は電子メール（英語のみ）にて R&A (equipmentstandards@randa.org) に連絡すべきです。

7. リストへの再掲載と削除

例えば、**2025**年1月の「電子リスト」に掲載されたボールのモデルは、期間内にそれが適合していないと分かった場合を除き、次の12ヶ月間（すなわち、**2025**年12月のリストまで）は発行されるすべてのリストに自動的に再掲載されます。「予備リスト」に掲載されるために提出されたボールは12ヶ月間「予備リスト」に掲載されたまま残ります。この12ヶ月間に主要な「電子リスト」に移行された場合、再提出が必要となる前の残りの期間だけ「電子リスト」に掲載されることとなります。

1年間に、時折、R&Aは小売店から入手したボールや、世界中のアマチュアやプロのイベントを統括するオフィシャルを通じて入手したボールの無作為のテストを行います。近年に行われたそうした「チェックテスト」の中で、適合性項目（ひとつあるいは複数）の制限値を超えるまで極めて近いテスト結果となる球の数が増えていることを目にしてきました。チェックテストのために収集されたサンプルボールは、通常の提出物と同じ適合性のテストを受けるということにご留意ください。したがって、チェックテストのサンプルが、「対称性」を除き、どの項目であってもその適合性テストに不適合となる場合、適合球リストから直ちに削除され、各ツアーやゴルフ協会に通達されることとなります。

上記に加えて、チェックテストのサンプルが詳細な分析の結果、同一マーキングを有する適合性テストのために提出されたサンプルボールと異なる性能を示したり、異なるボールと思われるというようなケースが近年ありました。このガイダンスの5項ですでに述べられているように、適合性テストに提出されるサンプルボールはトーナメントでの使用および/または市場で販売するボールの代表的なサンプルでなければなりません。チェックテストのために入手されたサンプルボールが適合性テストに提出されたボール（同一マーキング）と著しく異なる性能を示したり、異なるボールと思われる場合には、提出されたサンプルは代表的なものではなかったという結論となることがあるでしょう。そうした場合、その製造業者はそのボールのモデルが適合球リストから削除されるリスクを負うこととなります。

8. ゴルフボールマーキング

識別マーキングについての現行の方針は下記の通りであり、すべての提出物について順守されなければなりません。

- (a) こうした欄の内容は標準的なコンピューターキーボードとソフトウェアで利用できる文字や記号のみ、あるいは容易に識別でき、言葉で表現できるロゴをだけ含んだものでなければなりません。 **記号は有効なサイズで容易に認識できるものでなければなりません。**
- (b) 各モデルは、あるボールのモデルのサンプルを別のモデルのサンプルと比較する必要なしに、リストの表記を用いて一義的に識別できなければなりません。マーキングに使用されている様々な色を視覚的に区別することは往々にして困難であるので（例えば、黒と濃い青や緑の比較）、マーキングの色もまたゴルフボール仕様書において特定されなければなりません。
- (c) フォントスタイル、サイズ、あるいはごくわずかなマーキングの色の違いによってのみ識別されるモデルは受け付けられません
- (d) 識別番号（時としてプレーヤー番号と呼ばれます）は異なるモデルを区別する方法としては**使用できません**—識別番号は単にプレーヤーが自分の球を識別する支援のためとみなされます。この識別番号は記号やその他の文字でもかまいません。しかしながら、潜在的な混乱を避けるために、ゴルフボールの主要な、あるいは補助的な識別マーキングとしてみなされる可能性のある番号、記号、文字は認められません。このことを踏まえ、希望する識別番号が受け入れられるかどうかについて疑問や不明確な点がある場合には、正式に申請が行われる、あるいは生産が始まる前に提案されている識別番号が認められるとみなされるかどうか検証できるように、申請者は **R&A** にできるだけ速やかに連絡することを強く推奨します。
- (e) アラインメントのための矢印や線は識別マーキングとみなされます。しかしながら、ボールあるいはシームのマーキングがアラインメントのための矢印、線、あるいは同等のマーキングをブランドやモデル名に隣接させたり、ブランドやモデル名と一体となるように組み合わせていない場合には、その矢印、線、あるいは同等のマーキングはどのような色でも印字することができます。そのボールのその他のすべてのマーキングが同一である限り、そうしたボールはひとつのモデルとみなされます。その矢印、線、あるいは同等のマーキングがブランドやモデル名以外の文言やフレーズを伴っている場合、そうした文言やフレーズの色は記述され、適合球リストでは異なる色のものは異なるモデルとみなされます。誤解のないように、矢印、線、あるいは同等のマーキングがブランドやモデル名を伴っている場合、このマーキングの約束事の厳正な適用がモデル名とアラインメントのための矢印、線、あるいは同等のマーキングの両方になされます。

カスタムロゴおよび/または個人用のマーキング（例えば、プレーヤーの名前やイニシャル）は、そうしたロゴがそのゴルフボールのボールあるいはシームのマーキングに入り込んでおらず、識別マークと間違われないものである限り、ボールのどこに施したとしても認められます。ゴルフに関連するフレーズや用語を含むカスタムマーキングは入れないことを勧めます。プレーヤーの名前やイニシャルに付随する比率の小さいアラインメントのための線や矢印は認められます。

上記のマーキングについての方針に準拠しないボールはテストおよびリスト掲載のためには受け付けられません。疑問がある場合には、製造業者は提案されているマーキングをテストに提出するモデルに使用する前に検証のために提出することを勧めます。

製造業者が一度特定のマーキングやマーキングのセットをあるボールのモデルに適用したならば、そのマーキングは下記の場合を除き異なるボールモデルに適用してはなりません。

- (a) そのボールが以前に適合と裁定されていた場合、そのボールはすでに製造終了となっており、適合球リストにも掲載されておらず、少なくとも過去 3 年間はいかなるマーケティング資料にも含まれていない。
- (b) そのボールが以前に不適合と裁定されていた場合、そのボールはすでに製造終了となっており、少なくとも過去 5 年間はいかなるマーケティング資料にも含まれていない。

9. 色のついたゴルフボールとその仕上げ

色のついたカバーのゴルフボールについて、単一の色の範囲につきひとつの色相だけが認められます。したがって、同一モデルで色違いの 2 つのボールについて、例えば「黄色」と「レモン色」（あるいは、「ライトブルー」と「ダークブルー」）の色をつけたカバーは認められません。また、虹色（玉虫色）のペイントは、識別マーキングの色を歪め、混乱を生じさせることがあるので、その使用は勧められません。

同一モデル内で複数の色のついたゴルフボールは適合球リスト上では別々に掲載されることになり、製造業者は提出される色ごとにテスト費用を支払わなければなりません。

近年、私たちは異なる「仕上げ」で提出されるボールモデルの数が増えてきたことに気付きました。同一構造の 2 つ以上のボールが、例えば「艶消し」と「光沢」の異なる「仕上げ」となる場合、異なるボールモデルとみなされることにご留意ください。その結果、そうした「仕上げ」の異なる 2 つのボールモデルを区別するための識別マーキングが必要となります。

10. テスト費用

ゴルフボール提出の料金体系は下記の通りです。

| | |
|------------------------|-----------|
| 適合性テスト | 各 990 ポンド |
| 再テスト（対称性） | 各 990 ポンド |
| テストサービス - ITR（ALC を含む） | 各 740 ポンド |
| テストサービス - サイズ、重さ、初速 | 各 425 ポンド |
| テストサービス - 初速と ALC | 各 580 ポンド |
| テストサービス - 初速 | 各 280 ポンド |

英国内の申請者は提出物の総額に対する 20% の VAT（付加価値税）を加算しなければなりません。

ヨーロッパユニオン内に居住する申請者は VAT 登録番号を提供しなければなりません。ヨーロッパユニオン内に居住する申請者が VAT 番号を所有していない場合、英国の 20% の VAT を審査料金に含めなければなりません。

製造業者は、もしテストに不適合となった場合であっても、適合性テストのために提出される各ボールのモデルにつき 960 ポンドの費用を請求されます。テスト過程の遅延を避けるために、テスト費用は提出物が R&A に届く前に満額支払われるべきです。残念ながら、決済がなされるまで、提出物のテストには着手しません。

その構造やテスト履行の結果として、あるボールを完全に評価することができない場合、そのボールは適合球リストに掲載されず、製造業者はその提出のテスト費用を支払うこととなります。

頻繁に審査を利用する申請者には毎月の請求も利用できます。請求書での支払いを希望する場合は、equipmentstandards@randa.org に連絡してください。

11. 対称性テストでの不適合

提出されたゴルフボールがひとつ以上の対称性の基準（すなわち、時間および/またはキャリー）に不適合となる場合、R&Aの方針は下記の通りです。

- (a) 製造業者は、対称性について適合となる、あるいは統計的に有意となる改善がなされたことを示す追加サンプルを提出するために最大 6 か月間が与えられるという文書での通達を受け取ります。実際のところ、このことはその製造業者は 6 か月の締め切り前のリストの発行日まで（例えば、2025 年 1 月にリストに掲載するために提出され、対称性に不適合となったボールの再提出の締め切りは 2025 年 5 月 7 日）連続してボールを再提出することができることを意味しています。このことはボールをテストする時間を確保するためです。

注 1：ボールが両方の基準（つまり、時間とキャリーの両方）に不適合となる場合、引き続きリストに掲載され続けるために追加サンプルは少なくともどちらかの基準において有意な改善を示さなければなりません。もう一方の基準は、前回レベルを維持するか、改善していなければなりません。

注 2：ボールがひとつの基準に不適合となるが、もう一方の基準には適合している場合、追加サンプルは、不適合となった基準において有意な改善を示さなければならず、もう一方の基準には引き続き適合しなければなりません。追加サンプルが（当初適合していた）もう一方の基準に不適合となる場合、当初不適合となった基準において改善を示したり、適合となるかどうかにかかわらず、そのボールは有意に改善を示したとはみなされないこととなります。

- (b) 製造業者がその 6 か月の期間内に対称性について有意な改善を達成できない場合、そのボールは適合球リストから削除されることとなります。
- (c) 追加サンプルがその 6 か月の期間内に対称性の要件に適合とはならないものの、有意な改善を示した場合、その製造業者はそのボールのモデルの 1 年毎の提出期限まで、すべての基準に適合となるサンプルを提出する延長時間を与えられることとなります（すなわち、上記事例を用いると、2026 年 1 月の掲載について 11 月の締切まで）。
- (d) 製造業者が 1 年毎の提出期限までに適合ゴルフボールを提出しない場合、その製造業者はその後の適合球リストへの掲載のための再提出物についてそのマーキングを変更しなければなりません（すなわち、そのオリジナルの提出物と区別されなければならず、新しいモデルのボールとみなされる）。
- (e) すべての対称性の再テストにはテスト費用が課せられることにご留意ください（この費用について、10 項参照）。

12. テスト結果

サイズ、重さ、初速、標準総合距離のテスト結果の概要は提出された各モデルについて月単位で提供されます。しかしながら、テストは通常そのモデルが特定のテストに合格することが明らかになった時点で終了するので、こうした結果は注意して取り扱うべきでしょう。ポ

ールのモデルが要求される基準にひとつでも不適合となる場合、製造業者はテスト終了後に速やかに告知されます。上記 7 項で暗示されているように、あるボールのモデルが最新の適合球リストに掲載され続けるためには、1年に1度は提出されなければなりません。製造業者はあるボールのモデルがリストから削除される時期が近づいたときに、その告知を受けるでしょう。

適合球リストに掲載されているボールのモデルの広告において、製造業者は R&A がその球をゴルフ規則に適合すると裁定したと述べることをご承知おきください。しかしながら、その他の R&A への言及、R&A ロゴの使用および/または「R&A テスト済み」や「R&A 承認」といったような供述は禁止されています。

上記についてご質問がある場合、次のメールアドレス (equipmentstandards@randa.org) あるいはこの文書の冒頭に記された電話番号にご連絡ください。

敬具



イアン・スコット (Ian Scott)
Assistant Director – Equipment Standards